

国立大学法人京都教育大学非常勤カウンセラーに関する規程

平成23年 3月28日 制 定
令和 3年 3月15日 最終改正

(目 的)

第1条 この規程は、国立大学法人京都教育大学（以下「本学」という。）における非常勤カウンセラーに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において非常勤カウンセラーとは、次のいずれかの業務を行うため、期間を定めて雇用する者をいう。

- 一 本学の学生、本学附属学校園の幼児、児童及び生徒（以下「学生等」という。）並びに学生等の保護者及び本学教職員等に対して行う心理カウンセリング
- 二 本学の学生及び卒業・修了者に対して行う進路相談及び助言

2 前項各号の業務に従事する非常勤カウンセラーは、次の資格を有する者とする。

- 一 第一号の業務 公認心理師、又は公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士の資格
- 二 第二号の業務 キャリア・コンサルティング技能士の資格、一般社団法人日本産業カウンセラー協会の認定に係る産業カウンセラーの資格、又はこれらと同等の知識経験を有すると認められる資格

(給 与)

第3条 給与は、時間給とし、前条第1項に規定する業務ごとに次の金額とする。

- 一 前条第1項第一号の業務 勤務1時間につき5,500円
- 二 前条第1項第二号の業務 勤務1時間につき2,500円

2 前項に掲げるもののほか、非常勤カウンセラーの給与は、「国立大学法人京都教育大学非常勤職員給与規程」の定めるところによる。

(労働時間等)

第4条 勤務時間は、1週間につき7時間45分以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、1週間につき15時間30分以内とすることがある。

2 前項に掲げるもののほか、非常勤カウンセラーの労働時間、休日及び休暇等は、「国立大学法人京都教育大学非常勤職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規程」の定めるところによる。

(就業規則の準用)

第5条 非常勤カウンセラーには、この規程に定めるもののほか、「国立大学法人京都教育大学非常勤職員就業規則」を準用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規程第168号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規程2号）

この規程は、平成26年6月23日から施行する。

附 則（令和2年規程22号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。